

# 森林環境譲与税について

## ◎ 森林環境譲与税とは

森林環境譲与税は、平成31年3月に成立した「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」(以下「法律」という。)に基づき、適切な森林整備を進めるため、国から市町村及び都道府県に譲与されるもので、平成31年度(令和元年度)から譲与が始まりました。

## ◎ 使途とその公表

森林環境譲与税は、法律でその使途が決まっており、市町村においては間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされています。

さらに、法律第34条第3項の規定により、市町村はインターネットの利用等により使途を公表しなければならないこととされています。

## ◎ 神流町の使途

使途については、次ページ「森林環境譲与税を活用した事業の実施状況」をご確認ください。

お問合せ先

神流町役場 産業建設課 林業係

電話 0274-57-2111(内線201)

FAX 0274-57-3399

## 森林環境譲与税を活用した事業の実施状況

( 令和2年度 )

神流町では、令和2年度に森林環境譲与税を活用し、以下の事業を実施しました。

決算額		15,421 千円
内 訳	森林環境譲与税	15,420 千円
	基金利子及び配当金	0 千円
	その他 ほかの財源	1 千円

実施状況(実績)			事業費 (千円)			事業実績	税導入の効果
No.	事業名	事業内容	総額	森林環境譲与税	その他財源		
1	森林経営管理事業委託	森林所有者に対し、「経営管理意向調査」を行う	3,301	3,301	0	麻生地区の私有林116.69ヘクタール、対象者77名に対し、森林経営に関するアンケート調査を実施。回答数73名、回答率95%	森林環境譲与税を活用し、森林所有者や土地境界の明確化を進めることにより、森林整備を推進していくことができる。 令和2年度においては、左記のとおりの実績となり、森林所有者の森林管理の現状及び今後の管理・経営の意向の確認を行った。 また、林業事業体の体制強化及び木材価値の増加の推進を図ることができた。
2	森林組合等活動育成対策事業補助金	簡易製材機の購入費に対する補助	6,660	6,660	0	林業事業体が1台購入した簡易製材機に対し、補助を行った。	
3	森林環境譲与税基金積立金	経営管理制度の遂行等を目的とした基金の積立	5,460	5,459	1	市町村が自ら行う森林整備(市町村森林経営管理事業)や、今後実施する各種森林整備施策のために基金を設け、積立を行った。	
計			15,421	15,420	1		

(参考)

基金積立金合計	12,716 千円
令和元年度まで	7,256 千円
令和2年度決算	5,460 千円